



平成23年6月24日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 船木 潤紀

平成23年(レ)第70号 不当利得返還請求控訴事件 (原審・能代簡易裁判所平成22年(レ)第291号)

口頭弁論終結日 平成23年5月13日

判 決

京都市下京区烏丸通五条上る高砂町381-1

控 訴 人	アイフル株式会社
同代表者代表取締役	福 田 吉 孝
同訴訟代理人支配人	福 岡 譲

被 控 訴 人	
同訴訟代理人弁護士	高 城 智 子

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人の請求を棄却する。

第2 事案の概要

本件は、被控訴人が、平成18年法律第115号による改正により題名が貸金業法と改められた貸金業の規制等に関する法律（ただし、以下、上記改正の前後を問わず単に「貸金業法」といい、また、貸金業法17条、18条、43条1項と記載する場合には、すべて上記改正前の17条、18条、43条1項のことを指す。）による登録を受けた貸金業者である控訴人との間で、継続的な金銭の借入れと弁済を繰り返したところ、被控訴人が支払った弁済金のうち、利息制限法



(上記改正前のもの。以下同じ。) 1条1項の制限利率を超える部分を元本に充当すると過払金が生じているとして、控訴人に対し、不当利得返還請求権に基づき、過払金の返還及び民法704条前段の利息の支払を求める事案である。

原判決は、不当利得返還請求及び民法704条前段の利息請求の全部を認容したところ、控訴人はこれを不服として控訴した。

1 前提事実

以下の事実は、当事者間に争いが無いが、後掲各証拠及び弁論の全趣旨から容易に認めることができる。

- (1) 被控訴人は、控訴人との間で、平成14年12月9日から平成16年9月24日まで継続的な金銭消費貸借取引を行い、原判決添付の別紙計算書の番号1から64までの「年月日」欄に記載の各年月日に、「借入金額」欄記載の各金額を借入れ、「弁済額」欄記載の各金額を弁済した(以下、これらの取引を「第1取引」という。)(甲1)
- (2) 被控訴人は、控訴人との間で、平成16年9月24日から平成17年5月2日まで継続的な金銭消費貸借取引を行い、原判決添付の別紙計算書の番号65から78までの「年月日」欄に記載の各年月日に、「借入金額」欄記載の各金額を借入れ、「弁済額」欄記載の各金額を弁済した(以下、これらの取引を「第2取引」という。)(甲2)
- (3) 控訴人は、前記各貸付けの当時、貸金業法3条の登録を受けた貸金業者であり、前記各貸付けの約定利率は利息制限法1条1項の制限利率を超えるものであった。(甲1ないし3, 乙3, 4)

2 争点及びこれに関する当事者の主張

(1) 取引の一連性

(控訴人の主張)

第1取引は限度額を50万円とする無担保無保証の小口信用取引であり、第2取引は、不動産を担保とし限度額を260万円とする融資であって、両



取引は契約番号、利率限度額その他契約内容が全く異なるのであり、それぞれ別個の取引である。

控訴人は、被控訴人に対して、第1取引終了時に取引基本契約書の原本について返還を行っており、また、第2取引開始時には、再度の与信審査を行っているから、第1取引と第2取引を事実上1個の取引であると評価できるような特段の事情もない。

(被控訴人の主張)

被控訴人は、第1取引中、控訴人に対し、借金の整理のために追加借入れを求めたところ、不動産担保ローンを勧められたため、これを締結することとして第2取引を開始したが、同取引の開始は第1取引終了とほぼ同時であり、第1取引における約定利率による残金50万4923円は、第2取引による借入金260万円から弁済され、現実には控訴人から被控訴人に対してはその残額の209万5077円のみが交付された。

また、第2取引における基本契約書中には、第1取引の残元金(49万9400円)及び利息損害金が含まれている旨の記載がある。

以上の経緯をみれば、控訴人及び被控訴人は、共に第2取引を第1取引の切替えととらえていたことは明らかであり、第1取引及び第2取引は取引形態がおおむね共通するから、両取引は1個の連続した取引であるといえる。

(2) 控訴人が悪意の受益者といえるか

(控訴人の主張)

ア 控訴人は、昭和63年ころから、貸金業法17条及び18条所定の書面(以下、それぞれ「17条書面」、「18条書面」という。)を交付する体制を整備し、全ての顧客に対して同体制に基づいて取引を行ってきた。また、顧客がATM(現金自動預払機)で取引を行った場合には、これらの書面が機械的に交付されるような体制も整備してきた。

控訴人がこのような体制に基づいて交付してきた書面には、一部同法1



7条及び18条の要件を満たしていない部分もあったが、そもそも同法43条1項の要件の解釈は最近まで定まっておらず、控訴人が交付していた書面で要件を満たしているとする考え方も存在したし、控訴人は、同法43条1項の解釈の変更に併せて、30回以上も基本契約書を改定するなどの対応を行ってきた。実際に控訴人が17条及び18条書面の不備で行政処分を受けたことは一度もない。

したがって、控訴人は、本件取引において、同法43条1項の要件を満たしていると認識していたし、このように認識したことについてやむを得ないといえる特段の事情が存在していたため、善意の受益者である。

イ 上記のとおり、控訴人が善意の受益者である以上、現存利益の範囲で不当利得を返還すれば足りるところ、控訴人は、顧客から受領した利息の約45パーセントを法人税として納付しているため、控訴人に現存している利益は不当利得額の55パーセント相当額である。したがって、控訴人がこの範囲を超える部分についての返還義務を負うことはない。

(被控訴人の主張)

控訴人は、貸金業法3条の登録を受けた貸金業者であり、利息制限法1条1項所定の制限利率を超える利息を受領しながら、貸金業法43条1項の要件を満たしていなかったのであるから、悪意の受益者であると推定される。

また、みなし弁済の適用があるとの認識を有するに至ったことについてのやむを得ない特段の事情については、控訴人に立証責任があるところ、控訴人はこれについて十分な立証をしていないから、上記推定は覆らないというべきである。

したがって、控訴人は悪意の受益者であるから、現存利益の限度で返還すれば良いという控訴人の主張には理由がない。

(3) 民法704条前段の利息の発生時期



(控訴人の主張)

仮に、控訴人が悪意であったとしても、本件取引における過払金の利息は、訴状送達の日から計算すべきである。

(被控訴人の主張)

争う。

第3 当裁判所の判断

1 争点(1) (取引の一連性) について

(1) 前記前提事実に、後掲各証拠及び弁論の全趣旨を総合すると、次の事実が認められる。

ア 第1取引及び第2取引においては、それぞれ別個の基本契約書が作成され、第1取引終了時には、同取引における基本契約書は控訴人から被控訴人に対し返還されている。(甲3, 乙5-1, 5-2, 6, 弁論の全趣旨)

イ 第1取引の基本契約は、実質年率28.835パーセント、損害金実質年率29.2パーセントの元金定率リボルビング返済であり、約定利息で計算した場合の平成16年9月24日における残元利金は50万4923円となった。(甲1, 3, 乙3)

ウ 第1取引最終日に、約定利率で計算した場合の同取引の残元金額が一度に弁済され、同日に第2取引が開始している。(甲1, 2, 弁論の全趣旨)

エ 第2取引の基本契約は、実質年率26.279パーセント、損害金実質年率29.2パーセントのハイバランス・リボルビング方式のカードローンであり、同取引による貸金債権を被担保債権とし、控訴人を根抵当権者、被控訴人を根抵当権設定者とする根抵当権が設定されている。(乙4, 7-1, 7-2)

また、第2取引における基本契約書には、同書に第1取引の残元金49万9400円を含む旨の記載があり、実際に控訴人から被控訴人に対して、第2取引の初回の貸付金260万円から第1取引の約定利率による貸付残

元利金50万4923円を控除した209万5077円が交付されている。(弁論の全趣旨)

- (2) 前記のとおり、第2取引の最初の貸付けは、第1取引の最後の弁済と同日に行われており、かつ、その最後の弁済によって、第1取引の貸付けの約定利率で計算した場合の残元利金が0円になっていること、控訴人から被控訴人に対しては、第2取引の初回の貸付金から第1取引の約定利率による貸付残元利金を控除した金額が交付されていること、第2取引の基本契約書に第1取引の貸付けの残元金が含まれている旨が明示されていたこと、及び第1取引も第2取引もいずれもリボルビング方式の取引であって、第2取引の基本契約締結後も控訴人と被控訴人との間で貸付けと弁済を繰り返すことを想定していたことからすれば、これら各貸付けは、従前の貸付けの借換えであったと認めるのが相当である。

そして、本件のような借換え後も従前と同様に貸付けと弁済を繰り返す取引を予定するような借換えがなされる連続した貸付取引においては、当事者は一つの貸付けを行う際に次の貸付けを行うことを想定しているのであり、複数の権利関係が発生するような事態が生じることを望まないのが通常であるから、このような連続した貸付取引において、利息制限法の制限利息を超える部分を元本に充当した結果、過払金が発生した場合には、当該過払金をその後が発生する新たな借入金債務に充当する旨の合意を含んでいるものと解することが相当である。

したがって、本件取引はすべて一体のものとして過払金を計算すべきである。

- (3) これについて、控訴人は、両取引は契約番号、利率限度額その他契約内容が全く異なり、また、第1取引終了時に取引基本契約書の原本について返還を行っており、また、第2取引開始時には、再度の与信審査を行っているから、それぞれ別個の取引であるなどと主張する。

しかし、借換えの場合に契約番号が異なることは珍しくないから契約番号が異なることは借換えであることの認定を左右しない。

また借換えにより貸付金額が従前より多額になったとか、担保が付されたことによって、利率等の契約条件をそれに合わせて変更することは十分考えられ、また、貸付金額が多額に上れば担保を取ることも通常行われることであるから、これらの行為がなされたからといって、新契約が充当の合意を含む従前の契約の借換えであるとの認定に影響を与えるものではないところ、本件では貸付限度額が第1取引の50万円から第2取引の260万円と大幅に増加していることからして、利率が異なることや根抵当権を設定していること等の事情は第2契約が充当の合意を含む第1契約の借換えであるとの上記認定を覆すものではない。

また、貸付けの際に根抵当権を設定する場合は、貸付限度額を抵当不動産の担保価値に合わせて設定するということが通常なされることであるから、無担保であった第1取引の貸付限度額に対して、根抵当権が設定された第2取引の貸付限度額が上記のとおり大幅に増加していたとしても、それは本件のような担保権を設定する借換えの際に通常なされることであって、当事者の充当合意を否定する事情とはならないというべきである。

したがって、控訴人の主張する各事情をもってしても、第1取引において発生した過払金を第2取引における借入金債務に充当する旨の合意の認定は覆らないから、結局、第1取引と第2取引は一連の取引であると認められ、この点についての控訴人の主張には理由がない。

2 争点(2) (控訴人が悪意の受益者といえるか) について

- (1) 貸金業者が利息制限法1条1項所定の制限利率を超える利息を受領したが、その受領につき貸金業法43条1項の適用が認められない場合には、当該貸金業者は、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるとき



でない限り、民法704条の悪意の受益者であると推定される（最高裁判所平成19年7月13日第二小法廷判決、民集61巻5号1980頁参照）、控訴人は、本件取引において、同法43条1項の適用があることについて具体的な主張、立証をしないため、同項の適用があるとの認識を有し、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情についての具体的な主張、立証をしない限り、悪意の受益者であると推定される。

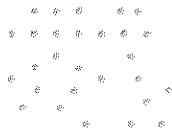
(2) 控訴人は、前記特段の事情が存在する理由として、同法17条及び18条書面を交付する体制を構築していたことを主張するが、控訴人も認めているとおり、控訴人が交付していた書面には、返済期間及び返済回数などの同法17条及び同法施行規則13条1項の定める要件が完全には記載されていなかったのであるし、そもそも、控訴人は、このような体制が構築されていたことについてサンプル(乙1-1-1ないし2-2-2)及び一部の書面(乙3, 4)を提出する他、具体的な立証をほとんどしないのであるから、控訴人が同法17条及び18条書面を交付する体制を構築していたとまでは認められない。

(3) したがって、前記特段の事情は認められないから、控訴人は悪意の受益者であると認められる。そして、控訴人が悪意の受益者である以上、受けた利益に利息を付して返還しなければならないのであるから、現存利益の限度での返還で足りるとする主張には理由がない。

3 争点(3) (民法704条前段の利息の発生時期) について

本争点に対する当裁判所の判断は、原判決の「事実及び理由」中の「第3 当裁判所の判断 4」の第3段落に記載のとおりであるから、これを引用する。

4 以上の判断を前提にして、被控訴人の過払金を計算すると、被控訴人には、原判決添付の別紙計算書記載のとおり、平成17年5月2日の時点で11万2639円の過払金元金が発生していることになるため、11万2639円及び



これに対する平成17年5月3日から支払済みまで年5パーセントの割合による金員の支払を求める被控訴人の請求には理由があり、これと同旨の原判決は相当である。

よって、本件控訴を棄却することとし、主文のとおり判決する。

秋田地方裁判所民事第一部

裁判長裁判官 鈴木 陽 一

裁判官 綱 島 公 彦

裁判官 田 野 倉 真 也

これは正本である。

平成23年6月24日

秋田地方裁判所民事第一部

裁判所書記官 船 木 潤 紀

